

高齢者虐待の防止

1

佐倉市役所高齢者福祉課 (R6.2)

2

虐待の早期発見

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）第5条】

- 養介護施設
- 病院
- 保健所
- 高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者
- 医師
- 保健師
- 弁護士
- 高齢者の福祉に職務上関係のある者

→ 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、
高齢者虐待の早期発見に努めなければならない

～養護者による虐待～

養護者による虐待 ～通報義務～

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第7条】

■ 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、

① 高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。

→ (通報義務)

② 生命または身体に重大な危険が生じている場合以外は、市町村に通報するよう努めなければならない。

→ (努力義務)

養護者による虐待 ～発生要因～

養護者による虐待の発生要因【令和4年度 厚生労働省調査結果】

被虐待者の「認知症の症状」	(56.6%)
虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」	(54.2%)
虐待者の「理解力の不足や低下」	(47.9%)
虐待者の「知識や情報の不足」	(47.7%)
虐待者の「精神状態が安定していない」	(47.0%)
虐待発生までの人間関係	(46.5%)

※複数回答

養護者による虐待 ～通報窓口～

佐倉市役所高齢者福祉課 包括支援班	佐倉市海隣寺町97番地 ☎043-484-6138
佐倉地域包括支援センター	佐倉市宮前3丁目12-1 ☎043-488-5151
白井・千代田地域包括支援センター	佐倉市王子台1丁目23番地レイクピアウスイ3階 ☎043-488-3731
志津北部地域包括支援センター	佐倉市ユーカリが丘2丁目2-1 ☎043-462-9531
志津南部地域包括支援センター	佐倉市上志津1672-7志津市民プラザ1階 ☎043-460-7700
南部地域包括支援センター	佐倉市大篠塚1587 ☎043-483-5520

- **虐待の有無の判断は、市や地域包括支援センターが行います。**
- **支援においては、皆様に協力をお願いすることがあります。**

～養介護施設従事者等による虐待～

「養介護施設従事者等」の定義

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設 有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> 老人居宅生活支援事業 	<p>「養介護施設」 または 「養介護事業」 の業務に従事する者 (※)</p>
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業 	

(※) 業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。（高齢者虐待防止法第2条）

養介護施設従事者等による虐待 ～通報義務～

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第21条】

- A 養介護施設従事者等は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報しなければならない。
→養介護施設従事者等が虐待を発見した場合は通報義務が課せられています！
- B 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、重大な危険が生じている場合には、速やかにこれを市町村に報告しなければならない。
→（通報義務）
- C 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する様努めなければならない。
→（努力義務）

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について （国マニュアル）R5.3改訂・追記内容

- ➡ 身体的虐待
- ➡ ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。
- ➡ ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る

- ➡ 介護・世話の放棄・放任
- ➡ ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。
- ➡ ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。
- ➡ ・必要なセンサーの電源を切る。
- ➡ ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。

養介護施設従事者等による虐待 ～通報窓口～

【通報・相談窓口】

佐倉市役所福祉部高齢者福祉課 包括支援班
佐倉市海隣寺町97番地

☎043-484-6138

- 虐待の有無の判断は、市が行います。
- 通報内容を踏まえて必要な調査等を行い、虐待発生の要因確認と、再発防止のための体制整備について助言や改善指導等を行います。

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けて

【令和3年4月～ 各サービス運営基準】◎令和6年4月1日から義務化

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- ① 虐待防止のための対策を検討する **委員会の定期開催**（オンラインも可）と従事者への **周知徹底**
- ② 虐待防止のための **指針の整備**
- ③ 従事者への **定期的な研修の実施**
（入所系サービスは年2回以上、その他は年1回以上）
新規採用時の研修の実施
研修実施内容の記録
- ④ これらを適切に実施するための **担当者**の配置

【全サービス共通】

問1 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

(答)

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべき。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

【参考】研修資料の例 (東京都福祉保健財団：無料DL可能)



高齢者虐待は“だめ”や“ってはいけない”、そう言われても、どうケアすれば良いか分からないこともあります。この小冊子で、「虐待とは何か」「どう取組めば虐待を防げるのか」を具体的に学び、虐待防止の「はじめの一歩」を共に踏み出しましょう。

5 高齢者虐待の背景・要因と、その予防策を知ろう

経営者が経営責任を十分に果たしていない時、虐待が生じます。下記の「予防のポイント」をチェックし、不足している部分にどう取組むか、話し合ってみましょう。次の11-12ページの、施設によっての取組み例も参考にしましょう。

課題① 組織経営に課題がある

- | | | |
|--|---|--|
| <p>● 背景・要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 組織設立の理念や組織目標が共有されていない ● 利用者の立場を考えた組織になっていない ● 経営責任が果たされていない | → | <p>✓ 予防のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 組織の理念や組織目標の共有と見直しを図っている □ 組織の理念や組織目標を職員が具体的に理解している □ 職員を支援する仕組みを整備している □ 苦情を受け付け対応する体制を整備され周知されている |
|--|---|--|

課題② チームケアが上手くいっていない

- | | | |
|--|---|--|
| <p>● 背景・要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ケアはチームで行うという意識が薄い ● 連携の目的がより良いケアの提供ではなく、職員の間関係維持に向いている | → | <p>✓ 予防のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> □ それぞれの職種の専門性や役割の相互理解を進めている □ 職員間の報告、連絡、相談のやり方を決めている □ 話し合いを否定や批判ではなく、合意を形成する場にする □ チームケアの目的を確認している □ 管理職は職員がチームケアの成功体験ができるようにする □ ヒヤリハットや事故報告を検討、共有して活用している |
|--|---|--|

課題③ 提供するケアに課題がある

- | | | |
|---|---|---|
| <p>● 背景・要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症ケアの専門知識・技術の習得が十分でない ● ケアの前提となるアセスメントが十分に行われていない ● 一人ひとりの利用者に合わせたケアが提供されていない ● ケアの質を高める教育が十分でない | → | <p>✓ 予防のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 認知症の利用者のアセスメント方法や認知症ケアの方法を知っている □ 一人ひとりのニーズを把握し、ニーズにあったケアプランを作成している □ 職員の経験に応じた教育システムができていて □ ケアに関する相談しやすい環境、体制ができていて □ 施設内で勉強会や研修会が開かれている □ 他の施設の見学や外部の研修を受ける機会がある □ 外部研修の促進が十分にされている |
|---|---|---|



養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けて

施設従事者による虐待の発生要因【令和4年度 厚生労働省調査結果】

内容	件数	割合 (%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	480件	56.1
職員のストレスや感情コントロールの問題	197件	23.0
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	193件	22.5
倫理観や理念の欠如	153件	17.9
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	99件	11.6
虐待を行った職員の性格や資質の問題	85件	9.9
その他	30件	3.5

虐待やリスクに気づく「目」・「意識」・「知識」

虐待を発生させない事業所の雰囲気・環境づくり



虐待の起きない事業所は、
利用者にも従事者にも良い事業所

従事者の工夫やアイデアがより良いケアを生む

従事者が働き続けたいと思える職場へ

